

福祉のひろば

特集

—— 児童福祉法65年 ——
大阪市 西成区 “釜ヶ崎” から児童福祉を考える

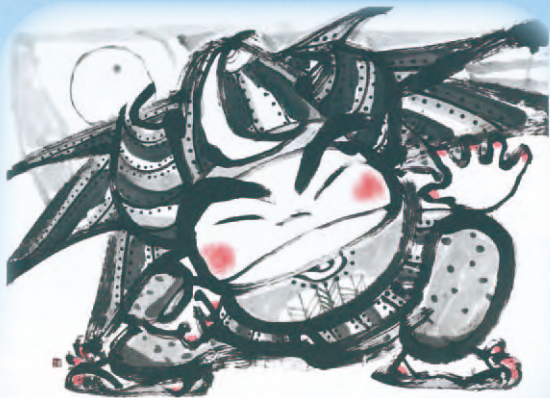
蕨川晴之・荘保共子・生田武志

5

2012

グラビア 子どもたちにとって おっちゃん仲間や！

トピックス 東日本大震災で福祉労働者が果たした役割に関する調査(1)



ひろばトーク

大阪青年ユニオン

きたで しげる
北出 茂さん

.....
若者の中で憲法を活かすために

編集 総合社会福祉研究所

住む人・使う人が主人公！

私たちは住む人・使う人の
立場に立って設計しています。
お気軽にご相談下さい。

京都建築事務所

〒 604-8083

京都市中京区三条柳馬場東入中之町10
代表取締役社長 川下 晃正

TEL (075) 211-7277

FAX (075) 211-7270

<http://www.kyoto-archi.co.jp/>

〒601-8382

京都市南区吉祥院石原上川原町21
<http://www.creates-k.co.jp>

クリエイツかもがわ



TEL 075 (661) 5741
FAX 075 (693) 6605
価格税込・送料何冊でも240円

ひきこもってよかった

暗闇から抜け出して

5人の若者による
苦悩と葛藤の報告

葛藤する若者と親へのメッセージ！

NPO法人
京都ARU編集部◆編



「僕は外に出るためにひきこもった」僕は、ひきこもったからこそ外に出られるようになった「僕は、この悩み多き心と共に生きて行く！」5人の若者が心の声を語り出す—— 定価1050円

●悲しみを越えて小さな希望の種をまきましょ

重症児者の

田中総一郎
菅井裕行・武山裕一◆編著

防災ハンドブック

定価2310円

3・11を生きぬいた重い障がいのある子どもたち
人工呼吸器やたんの吸引など「医療的ケア」が、常時、必要な重い障がいをもつ子ども・人達が、3・11をどう生きぬいたか、支援の記録と教訓からの災害時の備え、重症児者の防災マニュアル！

介護実習

定価3000円

カンファレンス

模擬カンファレンス
DVD付き
カンファレンスに役立つ
シート付き

学びが実践に活かせる効果的運営

介護福祉実習教育研究会

松田美智子・吉井珠代・久保富夫◆著

介護福祉士をめざす学生の学習効果を高める効果的なカンファレンスの運営方法とは？
介護実習指導者、介護職員必見の教材！



子どもたちにとって おっちゃん仲間や！

(大阪市西成区)
こどもの里

——釜ヶ崎で育つ子どもたちの力を信じて——

釜ヶ崎には、長年培ってきた人々の生活やネットワークがあります。「第5回釜ヶ崎のまちスタディツアー」(3月9日実施)はこの地域の児童福祉をテーマに開催しました。詳しくは特集で、またグラビアでは30年以上この地で子どもたちと親を支えてきた「こどもの里」を紹介します。



放課後の子どもたちの居場所であり、緊急一時保護やファミリーホームでもある「こどもの里」は、年齢も国籍も問わず、誰でも利用できます。取材時は幼児から高校生までの子どもたちが、保護者が迎えに来るまで友だちと遊んだり、スタッフやボランティアに勉強をみてもらったり、夕食づくりや掃除をしたり、さまざまに過ごしていました。また、子どもたちは、野宿する人を訪問する「子ども夜まわり」や東日本大震災被災地でのボランティアキャンプ、その他さまざまな取り組みを通して、たくさんの人と関わり、学び、自分の力を発揮しています。



子どもたちは、まちづくりの要にもなっています。フェンスで閉ざされていた公園を usable するように整備するため、日雇いのおっちゃんたちや地域の人たちと一緒に草むしりをし、「こんな公園にしよう」というアイデアをどんどん出しました。



多様性のある釜ヶ崎でたくさんの大人たちに見守られると同時に、あふれるパワーでまわりの大人たちを元気にする子どもたち。こどもの里館長のしょうほともこ 莊保共子さんはおっしゃいます。「この子たちがいるから、日本は大丈夫」

(写真・文 中島悦子)

●特集● 児童福祉法65年——
大阪市西成区“釜ヶ崎”から児童福祉を考える

| | | |
|------------------------|-------|----|
| 釜ヶ崎の真ん中にある保育所で | 蕨川 晴之 | 10 |
| 「多様性」の中で育つことのすばらしさ | 荘保 共子 | 18 |
| 親の失業・貧困と子どもたち | 生田 武志 | 26 |
| 第5回釜ヶ崎のまちスタディツアー参加者の感想 | | 34 |

●トピックス●

| | | |
|------------------------------|-------|----|
| 東日本大震災で福祉労働者が果たした役割に関する調査(1) | 北垣 智基 | 36 |
| 障害者の高齢化問題 | | |
| ——当事者の意見は生かされているのか？ | 上田 孝 | 40 |
| 愛知でひろば読者会を開催 | | 42 |

●連載●

| | | |
|--------------------------|--------|----|
| フォーラム ミニマム保障と制度間調整 | 河合 克義 | 46 |
| ひとつのこと—社会福祉労働と私たちの実践 | | |
| 18品目の食物アレルギーを克服し家庭へ | すみれ乳児院 | 48 |
| 連載 小川政亮 第二部 自伝(2) | | |
| 学問と出会いかかって | 小川 政亮 | 50 |
| 相談室の窓から | | |
| 「こだわり」にこだわらない | 青木 道忠 | 54 |
| わらじ医者 早川一光の「よろず診療所日誌」 | | |
| 不思議、ふしぎ、人間のつくり(その5) | 早川 一光 | 56 |
| よりあって おりあって——宅老所よりあい物語—— | | |
| 夜を乗りきる | 下村恵美子 | 58 |
| 育つ風景 子どもの成長の喜び方を知る | 清水 玲子 | 60 |
| 穂波のアメリカ子育て事情 訴訟大国アメリカ(1) | 吉田 穂波 | 62 |
| 映画案内 『チャイナ・シンδροーム』 | 吉村 英夫 | 64 |
| 現代の貧困を訪ねて | | |
| 「派遣法」改正と「絆」という言葉 | 生田 武志 | 66 |
| 地球へ途中下車 | | |
| 南米で暮らす日系人——ブラジル、アルゼンチン | 根津 眞澄 | 68 |
| 私の研究ノート | | |
| 老年者控除廃止と医療保険制度改革の「連続性」 | 牧 昌子 | 70 |
| ホームレスから日本を見れば | ありむら潜 | 72 |
| 地域から現場から | | |
| 出会った日から ともに生き抜いていく | 中村東輝子 | 73 |
| 花咲け！男やもめ | 川口モトコ | 74 |

●表紙の絵と写真●

絵=神門やす子

写真=西オーストリアの
Leaning Tree。強い風
で幹が曲がっても、折れ
ずに生きています。(下
野祇園)●カット●
川本 浩

若者の中で憲法を 活かすために

大阪青年ユニオン ^{きたで}北出 ^{しげる}茂さん

私は、大阪青年ユニオンに加入するまで憲法や人権について意識することはありませんでした。男性で大卒の私は、自分が「弱者」だという自覚がなかったからだと思います。社会の不条理とたたかっている人は偉いと思っていましたか、かわいそうな「運の悪い人」と思っていました。憲法や人権が大切と感じるようになったのは、自分の権利が、そして多くの働く者の権利が侵害されていると感じたからです。

私は、会社が企画していた「ペニーオークション」という詐欺的犯罪行為や「名ばかり管理職」などの違法行為に反対し指摘したところ、「退職強要」を経て「自宅待機」の「業務命令」を受けました。理由は私の「能力不足」という無理のある説明です。そこで、「一人でも入れる労働組合」地域労組に加入しました。地域労組では、青年労働者の実情をつぶさにみることができました。地域労組に入る人の多くは、職場に労働組合がなく過酷な環境で働いてきた人たちです。組合に駆け込んだ時点では、たまたまブラック企業（違法またはその可能性のある労働条件や営業などを従業員に強要する企業や法人）に入った運の悪い「被害者」と思っていますが、加入してまわりのメンバーに話を聞くと、ブラック企業は自分のところだけではなかったことに気づきます。

今の社会では、働く者の権利（憲法二八条、労働基準法）、さらに生存権（憲法二五条）も守られていません。経営者ですら法律を知らず、労働組合から指摘を受けて初めてそれが違法であると気づく場合もあります。社会全体がブラック化しているため、自分の会社がおかしいことに気づかない、また、経営者側が法律を知っていても守ろうとせず、労働者の正当な権利行使を許さないような無言の圧力がかけられている状況があると思います。おかしいことをおかしいと言えない風潮・空気なのです。

私は、地域労組で執行委員として労働相談などを受け、責任者として担当したものも含



きたで しげる

現在、37歳。自身の労働問題をきっかけに（大阪市）西区地域労働組合・大阪青年ユニオンに加入。裁判で「退職強要」を意図した自宅待機命令が不法行為であるという主張を会社側に認めさせる。地域労組の仲間とともにたたかっている。現在、西区地域労働組合の執行委員として、労働相談や団体交渉を行い、働き方ネット事務局や過労死防止基本法制定大阪実行委員も務める。行政書士等の資格を保有。大阪青年ユニオン内では“歩く六法”と呼ばれている。

めて、これまで団体交渉に四〇回以上出席してきました。それらを通じて実感していることは、結局、憲法が存在するからといって自動的に人権が守られるわけではないということです。人権や権利を守るものは憲法や法律ではなく、背後にある国民の力そのものなのです。

今、若者に必要なことは、憲法について学び実践していく中で、自分たちの力を信じ「動けば変わる」という感覚を取り戻すことだと思います。そのために、私は「当事者」と向き合います。一人の労働者がどのように悩み、苦しんでいるのか。過酷な労働条件の中でどんな絶望を味わい、正常な判断能力を奪われるまでに至ったのか。一人の相談者に対して複数の相談員が二時間以上をかけて労働相談に応じているのは、「一人の人間」と向き合いたいからです。

憲法とは、「権力を抑制し、国民の人権を護るもの」とされていますが、残念なことに、憲法の中身は今の若者たちに認識され、活かされているとは言えません。背景には、若者が憲法の中身を学んでおらず、「人権」や「弱者の視点」から物事をとらえ考える習慣が備わっていないこと、また、「権利を勝ち取る」、「動けば変わる」という憲法的な体験が決定的に不足していることがあると思います。

憲法は、国民の「不断の努力」によって保持しなければならない（二二条）とあります。『不断』の努力とは、『普段』の努力にほかなりません。私は、一人ひとりの相談者と向き合いながら、相談者とともに憲法や権利について考え、憲法の「中身」を勝ち取り、憲法の最高理念である「個人の尊重」がされる社会（一三条）、憲法の人権保障が真の意味において実現される社会をつくりたいです。

特集

児童福祉法六五年

大阪市西成区

〰〰から児童福祉を考える

一九四七年に児童福祉法が施行され、今年で六五年。同法はすべての児童に平等、生活、発達を保障するという理念と国家の責任を明らかにしています。しかし、日本が「子どもの権利条約」（一九八九年に国連で採択）を批准したのは世界で一五八番目（一九九四年）。あまりにも遅い批准というだけでなく、日本政府は、その条約を真摯しんしに実行するどころか、仮面にしてきました。

現在、新自由主義の構造改革路線、その延長の社会保障・税一体改革路線は、自助・共助を掲げて公助を排除し、より一層「自己責任」を旗印に、児童福祉法二四条の「保育責任」についても公助を排除してきています。母子家庭の三分の二が貧困を示し、将来への見通しが持てない生活環境に置かれている人たちが増えています。保育の市場化や児童福祉における自助・共助の強調は、憲法二五条からも逸脱しています。